

令和 8 年度

福井県・福井労働局雇用対策協定事業計画

福井県・福井労働局

目 次

第1	前文		P 1
第2	対応方針等		P 1
第3	取組事項		
1	移住・定住の促進		P 3
2	若者の活躍促進		P 4
3	女性の活躍推進		P 6
4	人材確保対策の推進		P 8
5	中高年世代、非正規雇用労働者に対する雇用対策		P 11
6	障害者・長期療養者等の就労促進		P 12
7	高齢者の活躍推進		P 13
8	ハロートレーニング（公的職業訓練）を活用した活躍推進…		P 14
9	生活保護受給者等に対する就労支援		P 15
10	外国人材受入れの環境整備等		P 16
第4	目標一覧		P 18

第 1 前文

平成 27 年 11 月 30 日に締結した「福井県・福井労働局雇用対策協定」（以下「協定」という。）第 3 条に基づき、令和 8 年度において実施する事業を以下のとおり定める。

第 2 対応方針等

現状と課題

福井県の人口は、2000 年（平成 12 年）に 82.9 万人のピークを迎えて以来、減少傾向となっており、国立社会保障・人口問題研究所によれば、2050 年には 57.3 万人まで減少すると推計されている（2023 年推計）。

また、県内の雇用失業情勢は、令和 8 年度の有効求人倍率（就業地別）は 1.72 倍と、求人が求職を大幅に上回って推移しているものの、物価上昇・中東情勢等が雇用に与える影響に注意が必要である。

このような状況の中、労働者の雇用の維持と企業の事業継続を図る対策を最優先に取り組んでいく必要があるほか、地方創生の取組においては、国の行う職業紹介事業等と地方自治体の講じる雇用関係施策が密接な関連の下に、地域住民サービスが向上し豊かなくらしを実現するため、相互が連携・協力することは極めて重要である。このため、福井県と福井労働局は協定を締結し、当該協定に基づき移住・定住支援や人材確保等の連携事業を推進しているところであるが、若者の県外転出、子育てと仕事を両立する就業環境の整備、企業における人材確保及び非正規労働者の正社員転換等が現状での課題となっている。

対応方針

令和 8 年度は、法制化された雇用対策協定に基づき、福井県と福井労働局は、令和 7 年 3 月に改定された「福井県長期ビジョン」を踏まえた移住・定住支援、人材確保等の連携事業に取り組むほか、県内地方自治体からの要望にも応えるべく、地方移住の動機付けや県内企業の魅力を発見できる機会を提供する取組等も実施することが必要であることから、以下の取組事項を推進する。

なお、各取組事項については、福井県と福井労働局が共同で実施する事業とお互いがそれぞれ主体的に実施する事業に区分した上で、両者が密に連携して効果的かつ一体的に取組を推進することとする。

取組事項

- 1 移住・定住の促進
- 2 若者の活躍推進
- 3 女性の活躍推進
- 4 人材確保対策の推進
- 5 中高年世代、非正規雇用労働者に対する雇用対策
- 6 障害者・長期療養者等の就労促進
- 7 高齢者の活躍推進
- 8 ハロートレーニング（公的職業訓練）を活用した活躍推進
- 9 生活保護受給者等に対する就労支援
- 10 外国人材受入れの環境整備等

第3 取組事項

1 移住・定住の促進

福井労働局が実施する業務

- ・ 福井県の要望等に基づき、県外で開催される企業説明会等に職員を派遣して県内企業の紹介や職業相談・紹介を行い移住・定住を促進する。
- ・ 他労働局・ハローワークと連携して、県内出身学生が多く在学する県外大学等を訪問し、福井県内地方自治体が行う移住・定住支援への誘導や県内企業の紹介等を行うことにより、福井の魅力を発信して地元就職への動機付けや移住・定住の促進を図る。
- ・ 移住者に対しては、フォローアップを行い、必要に応じて県内地方自治体等と連携した定住支援を行う。
- ・ 協定締結自治体と連携して、移住・定住希望者向けの就職相談会・面接会等を開催し、移住・定住を促進する。
- ・ 福井労働局職業安定部及び県内ハローワークの移住・定住に関する相談窓口「ふくい就職・I J U相談窓口」においては、県内企業の説明や職業相談・職業紹介等と併せて移住・定住に向けた支援施策の紹介・取次ぎを行う。
- ・ 上記支援に当たっては、必要に応じてオンラインによる相談を有効活用する。

福井県が実施する業務

- ・ 県外学生のU I ターン就活を支援するため、福井県への移動にかかる交通費の一部を助成する。県外出身者に対しては宿泊費の一部を助成する。【定住促進課】
- ・ 県内および都市圏において、大学1～2年生等を対象に、交流会やセミナーを開催する。【定住促進課】
- ・ 都市圏において仕事の相談をトータルに行う移住フェアを開催する。【定住促進課】
- ・ 東京・大阪など都市部において、セミナーや就職相談会を開催する。【定住促進課】
- ・ デジタルマーケティングを活用し、都市部の若者・子育て世帯をターゲットとして、福井の生活環境の良さを発信する。【定住促進課】
- ・ 東京圏からの移住就職者に対し移住支援金を支給する。さらに、県・市町独自で対象を全国に広げた移住支援金を支給する。【定住促進課】
- ・ 東京圏からの学生U I ターン就職者に対し地方就職学生支援金を支給する。【定住促進課】
- ・ 「福井暮らすはたらくサポートセンター」京都オフィスと連携し、京都からの移住者等からなる「移住促進チーム」とともに活動を展開する。【定住促進課】
- ・ 県内で創業するU I ターン者に対し創業にかかる経費の一部を助成する。【経営改革課】
- ・ 先輩移住者を「移住サポーター」として委嘱し、移住相談や現地案内等の活動を展開する。【定住促進課】
- ・ 移住の下見や就職活動のため来県する人に交通費の一部を助成し、県外からの人材招致を強化する。【定住促進課】
- ・ 県外からお試しテレワークを実施するために来県する人に、交通費および滞在費の一部を助成し、本県への移住のきっかけづくりを行う。【定住促進課】
- ・ ものづくりに興味がある県外若者とのマッチングを促進する取組みを実施する。【定住促進課】
- ・ 県内全ての高等教育機関の学生が集い、福井や県内企業の特色、強みを学ぶ拠点で

ある大学連携センターの運営を支援する。また、学生の県内就職を支援する拠点として、同センター内にキャリアナビセンターを開設、運営する【大学私学課、定住促進課】

- ・県、県内大学、産業界等からなる未来協働プラットフォームふくいにおいて、入学者の確保、学生の県内定着のための対策を検討、実施する。【大学私学課】
- ・県内外の大学1・2年生等を対象とした「ふくいインターンシップ（オープンカンパニー）」を開催し、大学生等の早い段階から県内企業と接する機会を提供する。【定住促進課】
- ・都市圏に進学した学生に対し「ふくいインターンシップ」の学内ガイダンスを実施し、県内企業のインターンシップを知る機会を提供する。【定住促進課】
- ・希望する学生に対し、就職情報を県内企業から直接提供する。【定住促進課】
- ・県立大学の協力研究員として在籍する都市部等人材が行う企業の課題解決プログラムを支援する。【労働政策課】
- ・県外からの移住者等を県内建設産業の担い手として養成する「ふくい建設産業カレッジ」を開設する。【土木管理課】

2 若者の活躍促進

（1）新規学校卒業予定者、未就職卒業者等に対する雇用対策

労働局と福井県が共同で実施する業務

- ・経済団体等と連携し、「企業説明会」や「就職面接会」を開催し、I J Uターン者も含め、県内企業への就職促進を図る。

福井労働局が実施する業務

- ・就職を希望する新規高校卒業予定者に、数多くの求人の中から、幅広い職業の選択を可能とするため、早い段階から求人動向の把握に努め、就職支援ナビゲーターによる積極的な求人開拓を実施するとともに、7月には生徒・保護者を対象とした「高校生サマー求人企業説明会」を開催して、県内企業による企業説明を行う。
- ・新規大学等卒業予定者に対する就職支援として、就職支援ナビゲーターによる大学等への定期的な出張相談やセミナーの開催により、学生等のニーズや大学等が求める支援等の把握に努めるとともに、新卒応援ハローワークなどへの誘導、求職登録を促し就職支援を実施する。また、就職活動が停滞する年度後半に合同就職面接会を開催し、未内定者の解消を図る。なお、これらの支援に当たっては、オンラインを有効活用する。

福井県が実施する業務

- ・プロ人材高校（職業系高校）および就職希望者の多い普通科高校（定時制含む）に就職を支援するためのコーディネーターを配置し、企業のニーズに合った職業教育を進めるとともに、教員と連携して求人開拓やきめ細やかな就職支援を行っていく。
【高校教育課】
- ・主に高校2年生に対して、将来の進路選択に有効なインターンシップを積極的に実施していく。【高校教育課】
- ・特別な支援を要する生徒（特別支援学校）が行う企業実習において、学校ジョブコー

チと教員が作業指導等のサポートを行い、一般企業への就労を促進する。【高校教育課】

- ・特別支援学校の就労に協力するサポーター企業登録制度を導入して、企業実習等の支援を実施する。【高校教育課】
- ・県内企業が学生に自社の魅力を十分伝えられるよう、また、学生も県内企業の魅力を知ることができるよう、合同企業説明会等を開催するとともに、企業の若手社員と学生の交流会を実施し、福井で働く魅力を伝える。【定住促進課】
- ・学生の子を持つ保護者を対象に、県内企業の優れた技術や製品を知ってもらう業界研究会や、就職関連情報を提供するセミナーを実施し、学生の県内就職を促進する。【定住促進課】
- ・県産業技術専門学院において、新規学卒者向けの職業訓練を実施する。【労働政策課】
- ・特別支援学校高等部に在籍する生徒に対して、企業実習型の就職に向けた職業訓練（委託訓練）を実施する。【労働政策課】
- ・建設団体が自ら行う入職促進・離職防止の取組を支援する。【土木管理課】
- ・県内外の大学生等に対して、障がい福祉事業所において有償インターンシップを実施し、将来の就業選択肢としての障がい福祉を知る機会を提供する。【障がい福祉課】

（２）若者の安定雇用の確保

福井労働局が実施する業務

- ・若者と中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な中小企業による「ユースエール認定企業」の周知や求人の確保を行い、就職面接会の開催等による積極的なマッチングを実施する。
- ・フリーター等の正社員就職のための支援拠点であるハローワーク福井及び武生に設置している「わかもの支援窓口」やその他ハローワークにおいて、長期的にフリーターとなっている者等に対するセミナー等の開催、トライアル雇用助成金等や求職者支援制度の活用等を通して、一人ひとりのニーズに応じた支援メニューを提供する。また、フリーター等についても、新卒者等と同様に、福井県内への就職希望者に対して、福井県内の「ユースエール認定企業」を重点的にマッチングすることで正社員就職を促進する。
- ・ふくい若者サポートステーションにおいて、把握・働きかけのための福祉機関等へのアウトリーチ型支援（出張相談）を実施する。
なお、オンライン支援については、サポステ利用者の個別ニーズに対応するための支援手法の一つとして位置付けた上で、積極的に実施する。

福井県が実施する業務

- ・人材確保支援センターにおいて、若者向けにアドバイザーがマンツーマンで支援することにより、早期の就職や正規雇用、定着促進につなげる。【労働政策課】
- ・県産業技術専門学院や民間の教育訓練機関への委託により、多様な職業訓練をいつでも受講できるよう、切れ目のない訓練の機会を提供し、早期の就職や正規雇用につなげる。【労働政策課】
- ・ふくい若者サポートステーションにおいて、臨床心理士による心理カウンセリング等の後、コミュニケーションスキル等の習得訓練を行ったうえで、職場体験などを

実施し、若年無業者の職業的自立を支援する。【労働政策課】

- ・求人企業の情報収集と開拓を行い、サポステ利用者の適正や希望条件に応じたきめ細やかなマッチングを行い、就職率向上とミスマッチによる早期離職防止を図る。
【労働政策課】
- ・ウェブサイト「291JOBS」により県内企業の採用等の情報提供を行い、就職活動を行う学生を支援する。【定住促進課】

3 女性の活躍推進

福井労働局と福井県が共同で実施する業務

- ・多様な人材の雇用機会の創出のため、一人ひとりの事情に沿った柔軟な働き方ができる労働者協同組合の普及・活用を図る。

福井労働局が実施する業務

- ・ハローワーク福井マザーズコーナー、ハローワークたけふマザーズコーナー及びハローワーク大野のふるさとハローワーク等において、子育てしながら就職を希望する女性等に対して個々の求職者のニーズを踏まえた担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行う。
- ・母子家庭の母等に対して、家庭環境に配慮した職業相談・職業紹介を実施する。
- ・福井県と連携し、求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスを提供する。
また、ふくい女性活躍支援センターや市町との連携協力により、子育てする女性等を対象とした再就職支援セミナーを開催するなど、関係機関との連携により、子育てする女性等に対する再就職支援を図る。
- ・労働者の労働環境整備やワーク・ライフ・バランス実現につながる企業の労働生産性の向上等に取り組む機運を高めるため、主要企業の経営トップ等に対し、働き方改革の実現に向けた取組を働きかけるとともに、労使及び行政が参画する「地方版政労使会議」を活用し、地域ぐるみで働き方改革を推進する。
- ・女性の活躍推進を更に進め、誰もが働きやすい職場環境を整備するため、改正女性活躍推進法の周知徹底を行う。
- ・母子家庭の母等に対して児童扶養手当の現況届の提出時期に、地方自治体の相談窓口を活用し「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を展開するとともに、トライアル雇用助成金の活用等により就労支援を実施する。
- ・ハロートレーニングにおける託児サービスを附帯した子育て中の女性のための「リカレント教育訓練コース(訓練時間短縮)」による学びなおしとスキルアップを引き続き支援する。

福井県が実施する業務

- ・企業向け講演会・セミナーにおいて「ふくい女性活躍推進企業」登録制度をPRするなど、企業への働きかけを行い、女性の採用・育成・登用に積極的に取り組む企業を拡大する。【女性活躍課】
- ・男女間賃金差異の公表や現状把握に向けた企業支援、ふくい女性活躍企業プロモ-

ターによる県内の女性活躍の好事例の横展開を通し、企業の女性管理職登用をはじめとした女性活躍の取組をサポートする。【女性活躍課、労働政策課】

- ・女性を対象としたリーダー育成研修「Career Growth “縁” カレッジ」（管理職育成コース／リーダー育成コース／NEXT リーダーコース／トライアルコースの4コース）を開催する。【女性活躍課】
- ・女性が組織の中で意思決定の場に参画できるよう、企業経営者に対する意識啓発を進め、企業の女性管理職登用に係る取組を支援する。また、企業における女性管理職登用を加速させるため、登用を進める企業に対し、登用実績に応じた顕彰および奨励金の支給を行う。【女性活躍課】
- ・ふくい女性活躍支援センターにおいて、再就職支援セミナーの開催、就職相談から求人情報の提供、紹介状発行、面接・就職後のアフターフォローまで、ワンストップで支援する。また、再就職の相談に加え、起業や創業について相談できる相談窓口の設置や、県全域の保育所や子育てサービスの提供、育児休業復帰時の子育ての悩み相談を実施する。【女性活躍課】
- ・離職してから長期間経過した女性に対しては、ふくい女性活躍支援センターやハローワークマザーズコーナー等と連携したキャリア・コンサルティング、職業紹介など対象者の状況に応じたきめ細かな支援を行う。併せて、就職に結びつきやすい企業実習付訓練を実施するほか、国が実施する求職者支援制度を幅広く紹介して活用を促し安定所への誘導を図る。【女性活躍課、労働政策課】
- ・母子家庭の母および父子家庭の父を対象に、就業相談の実施やパソコン講習、介護職員初任者研修など就業につながる技能、資格取得のための就業支援講習会を無料で実施する。【児童家庭課】
- ・看護師や介護福祉士などの資格を取得し自立を目指す母子家庭の母又は父子家庭の父に対する高等職業訓練促進給付金の支給や、就職やキャリアアップのために指定講座を受講し終了した場合の教育訓練給付金の支給などにより、就業を支援する。【児童家庭課】
- ・高等職業訓練促進給付金支給者が資格取得のために養成機関に入学する準備金や卒業後就職するための準備金の貸付（償還免除制度有）を実施する。【児童家庭課】
- ・企業における男性の育児休業、長期間の育児短時間勤務、不妊治療のための休暇制度等を取得しやすい「共育」の環境整備を応援し、仕事と子育て・不妊治療の両立しやすい職場環境づくりを促進する企業に奨励金を支給する。【こども未来課】
- ・女性がデジタルスキルを習得し、AI・IT人材として柔軟な働き方を実現するための意識啓発を目的としたITキャリアセミナーを開催する。【経営改革課】
- ・就学前の児童の保護者である受講生に対し、託児サービス付き職業訓練を実施する。【労働政策課】
- ・建設企業が実施する女性トイレや更衣室などの整備、建設ディレクターなどの資格取得の取組を支援する。【土木管理課】

4 人材確保対策の推進

福井労働局と福井県が共同で実施する業務

- ・「福井県雇用シェア促進協議会」などの関係機関と連携の上、雇用維持や円滑な労働移動等を図るための取組を推進する。
- ・多様な人材の雇用機会の創出のため、一人ひとりの事情に沿った柔軟な働き方ができる労働者協同組合の普及・活用を図る。（再掲）

福井労働局が実施する業務

- ・正社員求人や応募しやすい求人等の良質求人の確保に努め、求人者の人材ニーズを的確に把握しマッチングを行うとともに、求人条件や求人票記載内容に係る助言・援助を行うほか、職員による事業所訪問を積極的に行い、事業所情報を組織的に収集・蓄積・共有して効果的な職業紹介を行う。
- ・ハローワークシステムの刷新により機能強化されたオンラインサービスを有効活用し、求職者・求人者の利便性向上を図るとともに、マッチング支援を推進する。
また、ハローワークの支援が必要な求職者に対して予約制・担当者制等のきめ細かな就職支援を行うとともに、来所者に対する声掛けや窓口利用のメリットの周知等により相談窓口への誘導強化を図る。
特に、雇用保険受給者に対しては、早期マッチングによる情報提供を徹底するほか、早期あっせん対象者を的確に絞り込み、ニーズに合った求人情報の提供、応募書類の添削、模擬面接等早期再就職に向けた支援の充実・強化を図る。
- ・雇用管理制度の導入・実施を通じて従業員の職場定着に取り組む、建設業の事業主等を支援する人材確保等支援助成金や人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）等の活用促進を図り、人手不足分野の雇用管理改善を引き続き推進する。
また、その雇用管理改善事例を踏まえつつ、求人受理や求人充足サービス等のあらゆる機会を活用し事業主自身の主体的な雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を推進する。
- ・ハローワーク福井に設置している「人材サービスコーナー」において、医療、福祉、建設、警備、運輸などの人材不足分野を希望する求職者に対する就職支援サービス及び当該分野の求人者に対する充足支援サービスを提供する。
特に、人材確保ニーズが高まっている医療・福祉分野について、関係機関との連携した支援に取り組む。
- ・人手不足分野での就職支援を強化するため、公共職業訓練、求職者支援訓練において県及び業界団体等と連携し、地域のニーズを取り入れた訓練コースの充実を図る。
- ・雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援パッケージを活用して、介護分野への就職を支援する。
- ・ハローワークで実施している様々な支援メニューについて、福井労働局公式 LINE を利用し積極的な周知を行い、求職者の利便性向上を図る。

福井県が実施する業務

- ・福井県産業情報センターにおいて、県内中小企業・個人事業者向けに、WEB制作やEビジネス、ネットワークセキュリティ・AI・IoT活用等のIT研修を実施し、企業内でのIT人材の育成を図る。【経営改革課】
- ・(公財)ふくい産業支援センターにて、IT関連の業界団体と連携し、県内の学生(大学、専門学校、高等専門学校・高校、中学生)を対象とするソフトウェアコンペティションを開催し、次世代IT人材の育成と県内定着を図る。【経営改革課】
- ・増加する要介護者に対応するため、介護職員の質・量を確保していくため、多様な層からの介護人材の発掘、個々の求職者にふさわしい職場の開拓と適切なマッチング、魅力ある職場づくりによる参入促進を目的とした専門員による事業所訪問等を実施。
【長寿福祉課】
- ・福祉人材センターにコーディネーターを配置し、一般の求職者や出産・育児・介護などの理由で離職した福祉人材に対して適切なマッチングを行い、福祉人材の確保を

図る。【地域福祉課】

- ・介護事業所の管理者等を対象にした人材マネジメントや介護職員等処遇改善加算取得に関するセミナー開催や、介護職員等処遇改善加算のキャリアパス要件整備等のための専門員による事業所訪問等を実施する。【長寿福祉課】
- ・介護職員は入職後３年未満での離職率が高いことから、新人～中堅職員に対して、各段階で求められる役割の認識や、自身のキャリアパス構築を目的とした階層別研修や全介護職員が自己の資質向上や長く働き続けることを目的とした研修を実施する。【長寿福祉課】
- ・介護現場の負担軽減のため、生産性向上など（介護ロボットやＩＣＴ等の導入・活用による業務改善、働き方の見直し、人材確保、経営改善等）に取り組む事業者からの相談対応、相談内容に応じた専門家派遣、生産性向上等に取り組む事業者への伴走支援や各種研修会の開催などを行うワンストップ型窓口「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」を運営し、働きやすい職場環境づくりを進め、介護人材の確保・定着を図る。【長寿福祉課・障がい福祉課】
- ・介護職員等が専門的な介護ケアに集中できる体制の構築、介護職員等の負担軽減、介護事業所等の人材の確保・定着などを促進するため、「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」などが介護事業所等の業務フローの見直し、業務の洗い出し、業務の切り出し、業務の仕分け、「スポットワーク」・「ちょこっと就労」の活用などを伴走支援し、モデル事例を創出するとともに、スポットワークなどの活用やタスクシフト・タスクシェアの県内他事業所への展開を図る【長寿福祉課、障がい福祉課】
- ・看護職については、福井県ナースセンターにおいて再就業を希望する看護職を対象とした研修会を開催するほか、ハローワークとの看護職合同就職説明会の共催や、就職情報の提供や出張相談会、同行出張相談等連携を強化し、看護職の確保と定着を図る。【地域医療課】
- ・県内外の看護学生を対象としたインターンシップ事業や就職相談会、合同就職説明会を開催し、県内への就業を促進する。【地域医療課】
- ・看護職を目指す中高生や社会人、県内外の看護学生、就業中の看護師、再就業を検討中の看護師など様々な立場へ情報発信する「福井県看護総合情報ポータルサイト」を構築・運用し、県内への定着を図る。【地域医療課】
- ・福井県の発注する工事の受注者に対し、建設業従事者の適正な労働条件を確保するよう義務付け、人手不足が深刻化している建設分野の就労環境の改善を促進する。
【土木管理課】
- ・建設産業において、就業環境の改善等の働き方改革への取組支援や、県発注工事において完全週休２日制を適用すること等により、離職防止を図る。【土木管理課】
- ・企業向けの専門相談窓口「人材確保支援センター」を設置し、高齢者や障害者など多様な人材が活躍できる職場づくりや企業における県外からの人材確保を支援する。
【労働政策課】
- ・ＩＴ分野における人手不足に対応するため、県産業技術専門学院において、委託訓練として求職者に対するＩＴ人材の育成を目的とした職業訓練を実施する。【労働政策課】
- ・介護分野における人手不足に対応するため、県産業技術専門学院において、委託訓練として求職者に対する介護人材の育成を目的とした職業訓練を実施する。【労働政策課】

- ・担い手不足が深刻な業種に対して、異業種から就職する求職者を支援するため、県内対象業種事業所に正規雇用された者に対して奨励金を支給し、人手不足の解消と正規雇用促進を図る。【労働政策課】
- ・高度人材の「副業・兼業」の導入が進むよう、ふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点の機能を強化し、高度人材の「副業・兼業」の導入を進める。【労働政策課】
- ・短時間・単発勤務の労働者であるスポットワーカー等の労働力を活用する事業者を支援する。【労働政策課】
- ・集合研修を受講する際に制約を持つ育休取得者をはじめとした県内企業従業員を中心に、オンライン・オンデマンド形式での動画学習プラットフォームを提供、また、企業の人材育成計画策定を支援するため、キャリアコンサルタント等の専門家による伴走支援事業を提供し、県内産業人材のリスキリング促進を図る。【労働政策課】
- ・短時間正社員制をはじめとする従業員のライフスタイルに応じた多様な働き方が公正な賃金体系のもと地域に広がるよう、セミナーを開催するとともに社会保険労務士等の専門家チームによる伴走支援を実施する。【労働政策課】
- ・保育人材センターを設置し、潜在保育士等への就職マッチング、保育士就職相談会等を実施し、保育人材の確保を図る。【児童家庭課】
- ・非正規雇用（短時間等）を希望する保育士等の最初の2ヶ月間の雇用に必要な経費を支援することにより、将来的な正規化を図る。【児童家庭課】
- ・働きやすい職場環境づくりに取り組む「社員ファースト企業」を支援する。【労働政策課】
- ・従業員が幸せに働くことができる経営手法（ウェルビーイング経営）の導入を支援する。【労働政策課】
- ・介護福祉士養成校や福祉系高校に通う学生に対する修学資金等の貸付事業とともに、離職していた者や介護職未経験の者に対する就職準備金の貸付事業により、介護人材を確保する。【長寿福祉課】
- ・介護福祉士等を目指す学生に対する修学資金等の貸付事業とともに、他業種で働いていた者に対する転職準備金の貸付事業により、介護人材を確保する。【長寿福祉課・障がい福祉課】
- ・公共交通機関の運転士を確保するため、運転体験会や大型二種免許の取得など交通事業者が実施する人材確保の取組みを支援する。【交通まちづくり課】
- ・バス運転士として新たに就職した者に対し、就職奨励金を支給することにより交通事業者の人材確保を図る。【交通まちづくり課】
- ・県内外の大学生等に対して、障がい福祉事業所において有償インターンシップを実施し、将来の就業選択肢としての障がい福祉を知る機会を提供する。【障がい福祉課（再掲）】
- ・県内の高校生に対して、障がい福祉事業所に勤務する若手職員によるパネルディスカッションを実施し、「障がい」「仕事としての障がい福祉の魅力」を周知・啓発をする。【障がい福祉課】

5 中高年世代、非正規雇用労働者に対する雇用対策

労働局と福井県が共同で実施する業務

- ・就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という）の活躍を支援するため、関係団体及び支援機関等を構成員

とした「中高年世代活躍応援プロジェクト福井県協議会」を設置して、地域社会の関心を高め、支援策の推進に取り組む。

- ・多様な人材の雇用機会の創出のため、一人ひとりの事情に沿った柔軟な働き方ができる労働者協同組合の普及・活用を図る。(再掲)

福井労働局が実施する業務

- ・ハローワーク福井に設置した「正社員就職応援コーナー」において、安定した雇用の実現に向けたチーム支援等の集中的かつ計画的な支援を実施する。
- ・中高年世代を対象として、訓練下限緩和(訓練期間2か月)を行った短時間訓練のコースを実施する。
- ・中高年世代を対象とした就職面接会やセミナーのほか、中高年世代の採用を支援するため、企業向けセミナーを開催する。
- ・福井労働局独自の中高年世代の特設WEBサイトやSNS(LINE)等により、ハローワークを利用していない層に対しても、支援に関する情報が届くよう、関係機関とも連携し情報発信を強化する。
- ・正規雇用として働くことを希望する者に対しては、積極的な求人開拓や職業相談、適切な訓練受講指示等、一貫したきめ細かな就職支援を行う。
- ・企業内での正社員転換や人材育成、処遇改善などキャリアアップの取組を促進するためキャリアアップ助成金の積極的な活用を促すとともに、キャリアアップに関するガイドラインを周知し、事業主の実情に応じたきめ細かな相談支援を行う。

福井県が実施する業務

- ・人材確保支援センターにおいて、対象年齢を59歳までに拡充し、アドバイザーや臨床心理士がマンツーマンで就職を支援することにより、早期の就職や正規雇用につなげる。【労働政策課】
- ・ふくい若者サポートステーションにおいて、対象年齢を49歳までに拡充し、就職氷河期世代に対応した支援プログラムを実施する。【労働政策課】
- ・非正規雇用労働者等であった求職者が、国家資格を取得し正社員就職を目指す長期間の職業訓練を実施する。【労働政策課】
- ・非正規雇用労働者等が将来にわたるキャリアアップを目指すため、働きながらも学びやすい職業訓練を実施する。【労働政策課】
- ・ミドル世代(40-55歳)の求職者および県内企業に今年度入社した方について、オンデマンド学習サービスの受講料を支援する。【労働政策課】
- ・ミドル世代(35-55歳)の方向けに、合同企業説明会を開催する。【労働政策課】
- ・ミドル世代(40-55歳)の方で、県内企業に今年度入社した方のうち、一定の条件を満たす方がいる場合、企業に対し、キャリアコンサルタントや業務指導者の派遣、集合研修など育成支援を実施する。【労働政策課】

6 障害者・長期療養者等の就労促進

福井労働局と福井県が共同で実施する業務

- ・多様な人材の雇用機会の創出のため、一人ひとりの事情に沿った柔軟な働き方ができる労働者協同組合の普及・活用を図る。(再掲)

福井労働局が実施する業務

- ・令和7年4月より除外率の引下げが適用され、令和8年7月には法定雇用率が2.7%に引き上げられる予定となっていることから、雇用率未達成企業の増加が見込まれる。雇用率未達成企業等に対して、未達成要因の分析を進め、優先的に指導が必要と認められる企業には訪問指導を行うとともに、障害者雇用相談援助事業等を利用したより効果的な雇用率達成指導を実施する。・企業における障害者雇用制度や障害特性への理解を深めるため、事業主セミナーや福祉施設等の見学会を実施するとともに、合同就職面接会を開催して就職機会の拡大を図る。
- ・障害者就業・生活支援センター事業を県内3法人に委託し、就業支援担当者等を配置して障害者の個別ニーズに応じた就職支援や定着支援、事業主支援を実施する。
- ・特別支援学校や地域の関係支援機関と連携し、就職準備から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」により障害特性に応じたきめ細かい支援を実施し、福祉・教育・医療から雇用への移行を促進する。
- ・「精神・発達障害者雇用サポーター」、「難病患者就職サポーター」及び「就職支援ナビゲーター(長期療養者支援分)」を主たるハローワークに配置し、精神障害者、発達障害者、難病患者及びがん患者等に対して障害特性や症状特性に応じた就職支援を行う。
- ・精神障害者等の職場定着を促進するため、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」(集合講座または企業への出前講座)を実施して、障害者が安心して働き続けられる環境づくりに努める。
- ・公務部門における障害者の雇用促進・定着支援を図るため、障害特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進のための研修を行う。
- ・障害者雇用に優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「もにす認定企業」制度を周知し、障害者雇用の一層の推進を図る。

福井県が実施する業務

- ・障害者就労施設に専門家(6次産業化を含む商品開発、経営コンサルタント等)を派遣する。また、障がい者就労の情報をまとめた「Webサイト」を活用し、障がい者就労の魅力をインターネットで発信していくほか、オンラインを利用した業務受付や、農福連携を推進するビジネスコンテストや設備整備への助成を実施し、多様な受注機会の創出を図る。【障がい福祉課】
- ・障害者就業・生活支援センター事業を県内3法人に委託し、生活支援担当者等を配置して一般企業での就職・定着に向けた生活面からの支援を実施する。【障がい福祉課】
- ・県内のがん診療連携拠点病院に支援を行い、メディカルソーシャルワーカーなどを配置し、がん患者の就労相談や企業との勤務に関する調整を行う。【保健予防課】
- ・難病支援センターに難病就労相談員を配置し、就労に関する相談・指導を実施するとともに、関係機関の調整や医療機関の協力体制の構築を行うことで、難病患者が就労を円滑に行えるよう支援を行う。【保健予防課】
- ・障害者等雇用促進支援員を配置し、企業訪問による求人開拓を行うとともに、本県独自のインターンシップや短期就業体験事業、企業見学バスツアーを実施し、職場適応訓練や国の事業であるトライアル雇用につなげていくことで、一般企業への就労を支援する。【労働政策課】

- ・県の広報番組、広報誌、ホームページ等により障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度についての周知や、障害者就労のために必要な雇用支援策に関する情報提供を行う。【労働政策課】
- ・障害者雇用支援月間に、ふくい障害者フェア、ふくい障害者雇用推進セミナー等を開催し、県民に対し障害者雇用への理解を深める。【労働政策課】
- ・県産業技術専門学院において、精神障がい者等を対象とした訓練を実施するほか、民間教育機関等を活用した知識・技能習得のための訓練や、企業現場を活用した実践的な訓練を実施し、訓練終了後の雇用が見込まれる状態まで事前のマッチングを行う。【労働政策課】
- ・特別な支援を要する生徒（特別支援学校）が行う企業実習において、学校ジョブコーチと教員が作業指導等のサポートを行い、一般企業への就労を促進する。【高校教育課】（再掲）
- ・特別支援学校の就労に協力するサポーター企業登録制度を導入して、企業実習等の支援を実施する。【高校教育課】（再掲）

7 高齢者の活躍推進

福井労働局と福井県が共同で実施する業務

- ・多様な人材の雇用機会の創出のため、一人ひとりの事情に沿った柔軟な働き方ができる労働者協同組合の普及・活用を図る。（再掲）

福井労働局が実施する業務

- ・高年齢者が安心して再就職支援を受けることができるよう、ハローワーク福井及び武生に設置している「生涯現役支援窓口」の充実を図り、就労経験やニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や、特に就職が困難である 65 歳以上の高齢求職者に対する再就職支援を充実・強化する。
また、支援にあたっては、シニア人材活躍支援センターや公益財団法人産業雇用安定センターとの連携を図る。
- ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)に基づく、65 歳までの高年齢者雇用確保措置を講じていない事業所が確認された場合は、事業主に対して強力に指導を実施する。
また、70 歳までの高年齢者就業確保措置に係る努力義務について周知・啓発指導を実施する。
- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部の高年齢者雇用アドバイザー及び 70 歳雇用推進プランナーと連携し、定年引上げ、継続雇用等に関する相談・援助等の支援を行う。
- ・企業等における高年齢者の活躍を推進するため、高年齢者の雇入れに係る「特定求職者雇用開発助成金」、及び 65 歳以上への定年引上げ等や高年齢者の雇用管理制度の整備に係る「65 歳超雇用推進助成金」の活用促進を図る。
- ・県と連携し、会員及び就業機会の拡大の取組を支援することにより、企業の人手不足や育児関係業務のサポート等を含む、地域の多様なニーズに応じたシルバー人材センターの活動を推進する。

福井県が実施する業務

- ・公益社団法人福井県シルバー人材センター連合への財政的支援を通じ、高齢者の就業機会の確保・拡大を図る。【労働政策課】
- ・高年齢者雇用促進月間などの機会を捉えパネル展を開催するなど、県民に対し高年齢者雇用への理解を深める。【労働政策課】
- ・シニア人材バンクシステムを活用し、コーディネーターが、県内企業が必要とするシニア人材の確保を支援する。【労働政策課】
- ・令和５年度に移転したシニア人材活躍支援センターと人材確保支援センターの連携をさらに強化し、マッチングを促進するとともに、経験や技術を有する人材を確保できない企業を訪問し、求人登録を促す。【労働政策課】
- ・県と局が共同してシニア人材活躍支援センターやハローワークを訪れる高齢者にも広く呼びかけ、シニア向けに就業意欲を喚起するセミナーと就職面接会を開催する。【労働政策課】
- ・県産業技術専門学院において民間教育機関を活用し、中高年齢者の求職者を対象とした職業訓練を実施する。【労働政策課】
- ・元気な高齢者等に活躍いただくために、短時間で、能力に応じた福祉・介護の補助的業務などを行う「ちょこっと就労」を普及し、福祉・介護人材の確保および高齢者等の短時間就労による福祉・介護職員の負担軽減を促進する。【長寿福祉課・障がい福祉課】

８ ハロートレーニング（公的職業訓練）を活用した活躍推進

福井労働局が実施する業務

- ・愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング～急がば学べ～」、ロゴマーク「ハロトレくん」の積極的な周知・広報により、ハロートレーニングの認知度向上及びさらなる活用促進を図る。
- ・働き方改革の一環として実施する、非正規雇用労働者等を対象とした長期の訓練コースや子育て女性等のリカレント教育のほか、デジタル人材の育成のためのＩＴ及びデジタル分野関連に資する訓練について、関係機関と密に連携し訓練コースの設定促進に努める。
- ・公共職業訓練、求職者支援訓練とも、職業訓練が必要な者が訓練受講により就職可能性を高められるよう、周知、誘導及び受講勧奨を積極的に行う。
具体的には、ハローワークの訓練担当部門と、職業相談、学卒、求人担当など訓練以外の担当部門とが連携し、訓練受講希望者のうち、自己理解や職業理解が乏しい等により職業選択やキャリア形成の方向付けの支援を必要とする者に対しては、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを積極的に行う。
- ・訓練が必要な者の利用が多いと見込まれる、わかもの支援コーナーやマザーズコーナー等において、職業訓練に関する的確な情報提供と積極的な誘導・あっせんを行う。
- ・物価高騰等により生活に困窮する者に対して、就労支援や職業訓練、特に要件が改正された求職者支援訓練制度の活用のほか、住居・生活等に関する相談までを、ワンストップで支援するハローワークの「すまい・生活・しごと総合サポート」窓口にて、総合的なサポートを提供する。

福井県が実施する業務

- ・県産業技術専門学院や民間の教育訓練機関への委託により、多様な職業訓練をいつでも受講できるよう、切れ目のない訓練の機会を提供し、早期の就職や正規雇用につなげる。【労働政策課】

9 生活保護受給者等に対する就労支援

福井労働局が実施する業務

- ・自治体庁舎内の常設窓口においての職業相談・職業紹介や自治体に対する巡回相談の実施等ワンストップ型の支援体制を整備するとともに、支援対象者については、生活保護の相談者で受給に至らないボーダー層を含めて支援を行う。
- ・児童扶養手当受給者に対して、地方自治体の相談窓口を活用し「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を展開し、就労支援を実施する。（再掲）
- ・就職した者については、一定の時期を捉えたフォローアップを実施し、再び生活保護受給者等にならないよう支援する。
- ・「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、福井県が実施する自立相談支援事業等において連携体制を構築し、生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援を強化する。
- ・全ハローワークにおける「すまい・生活・しごと総合サポート」窓口にて、物価高騰等により生活に困窮する者に対して、就労支援や職業訓練の受講あつせんのほか、住居・生活等に関する相談までを、ワンストップで支援する総合的なサポートを提供する。（再掲）

福井県が実施する業務

- ・生活困窮者に対して、自立相談支援事業による就労支援、就労準備支援事業、就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業等本人の状況に応じた就労支援を実施する。【地域福祉課】
- ・県や事業者団体等が主催する各種会議等の場を利用して生活困窮者就労訓練事業の説明を行い、協力可能な法人、事業所を開拓する。【地域福祉課】

10 外国人材受入れの環境整備等

福井労働局が実施する業務

- ・外国人労働者の地域における安定した就労を促進するため、関係機関と連携して事業主に対するセミナーを開催するとともに、事業所訪問等による雇用管理の改善に向けた取組を促す。
- ・就労を希望する外国人に対して的確な職業相談を実施するため、外国人が集住するハローワーク福井及び武生に設置する「外国人雇用サービスコーナー」において、専門相談員や通訳員を配置するとともに、それ以外のハローワークにあっては、多言語音声翻訳機等の活用により、きめ細やかな就職支援を実施する。
- ・外国人の不法就労対策等に資するため、外国人雇用状況届の届出義務の確実な履行のため、労働局及び公共職業安定所において、適切かつ迅速な対応を行う。

福井県が実施する業務

- ・「FUKUI 外国人材受入サポートセンター」を開設し、外国人材の採用・定着を進める企業に対する専門的な相談対応・助言を行うとともに、外国人留学生等を対象とした県内企業訪問ツアーや合同企業説明会を開催し、県内企業への就職を支援する。【労働政策課】
- ・外国人労働者の福井での暮らしに対する満足度を高め、長期にわたって活躍できる環境を整備し、企業の人手不足の解消を図るため、外国人労働者の労働、生活環境改善等を行う企業への支援を行う。【労働政策課】
- ・海外の人材育成機関等と連携して福井県の専門クラスを設置し、高度外国人を養成・受け入れる県内企業を支援する。【労働政策課】
- ・「ふくい外国人住民地域参加応援金」により外国人住民の地域参加および日本人住民との相互理解の促進に資する活動を行う団体等の活動を支援する。【インバウンド交流課】
- ・外国人の長期在住、活躍を支援するため、福井県国際交流会館と国際交流嶺南センターの「ふくい外国人相談センター」において、外国人の生活や就労に関する相談に多言語で応じるとともに、リモート等にて出張法律相談会を開催する。【インバウンド交流課】
- ・外国人住民が地域で暮らし、働き、学ぶために必要となる日本語を学ぶことができる環境を整備する。【インバウンド交流課】
- ・障がい福祉事業所で支援員として働く外国人材を対象として、障がい福祉の基礎的な知識や技術の習得を目的とした研修を実施し、外国人材のさらなるスキルアップを図る。【障がい福祉課】
- ・外国人材を受け入れる障がい福祉事業所の日本人職員を対象として、画国人材を受け入れるうえでのノウハウを学ぶ研修を実施し、外国人材が働きやすい環境を整備する。【障がい福祉課】
- ・福祉人材センターの専門相談員による、外国人介護職員本人および事業所の受入事業所を対象とした巡回相談を行い、日本人と外国人が互いに働きやすい環境を整備する。【障がい福祉課】
- ・外国人受入に関する制度や受入に際しての心構え、研修・相談体制の整備等についての集合型研修および出前研修を行うことにより、外国人介護人材の県内事業所への定着を図る。【長寿福祉課・障がい福祉課】
- ・福井県内の介護事業所で働く外国人介護職員を対象に、介護事故防止や介護の日本語、障がい福祉の基礎知識等のテーマをもった講習を実施し、介護技術のレベルアップを図る。また、外国人介護職員に関する専門相談員を福祉人材センターに配置し、事業所、職員を支援する。【長寿福祉課・障がい福祉課】
- ・タイやミャンマーの教育機関等と連携して、現地で介護講習や日本語教育を実施した技能実習生を本県へ受入れる体制を構築し、外国人介護人材の継続した受入れを促進する。【長寿福祉課】
- ・タイ、ミャンマーにおける介護人材の安定的な確保を図るため、介護福祉士養成校や介護施設の団体が現地を訪問し、介護を学ぶ学生への介護の魅力の発信や教育機関との意見交換等を実施する。【長寿福祉課】
- ・外国人材の受け入れ経験がない企業に向けて、受入事例の紹介や受入制度（育成就労制度）に関するセミナーを実施する。【土木管理課】
- ・県内の建設業で長く従事してもらえ人材を育成するため、現地で福井県の風土や方言、建設業のルールを学ぶ「福井クラス」を実施する。【土木管理課】

- ・特定技能外国人材等を雇用する事業者に対し、福井で一定期間働くことを条件とし、外国人材の技能検定の資格取得や技能講習の受講費用、運転免許取得に係る費用を支援し、外国人材の県内定着を図る。【土木管理課】

第4 目標一覧

1 移住・定住の促進

労働局が実施する業務

- ・県外で開催される企業説明会等に職員が参加し県内企業の紹介や職業紹介を行い移住・定住を促進するとともに、他労働局・ハローワークと連携して、県内出身学生が多く在学する県外大学等を訪問し、福井県内地方自治体が行う移住・定住支援への誘導や県内企業の紹介等を行うこと等、県外における各種の I J U ターン促進の取組 10 回以上実施
- ・ I J U ターン希望者 500 人以上への移住・定住支援
- ・福井労働局及び県内ハローワークに設置した「ふくい就職・ I J U 相談窓口」等における相談件数 1,500 件以上

福井県が実施する業務

- ・県外 4 都市で業界研究セミナーを 10 回以上開催【定住促進課】
- ・都市部においてセミナーや就職相談会を 40 回以上開催【定住促進課】
- ・県外学生の U I ターン就活にかかる交通費を支援 500 名【定住促進課】
- ・大学連携センター内のキャリアナビセンターにおいて、福井県内企業への就職を希望する学生への就活カウンセリングを年 720 回開催【定住促進課】
- ・企業における県外（国外を含む）からの中核人材の確保 20 名【労働政策課】
- ・「ふくい建設産業カレッジ」における県外からの移住者等の確保【土木管理課】

2 若者の活躍推進

（1）新規学校卒業予定者、未就職卒業者等に対する雇用対策

労働局と福井県が共同で実施する業務

- ・新規学校卒業予定者等を対象とした就職面接会等を 2 回開催

労働局が実施する業務

- ・新規高校卒業予定者等を対象とした企業説明会を各ハローワーク単位で計 6 回開催
- ・新規高卒者の就職内定率を前年度実績値以上
- ・新卒者等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率を 66.3% 以上

福井県が実施する業務

- ・新規学卒者向け施設内訓練 4 コース（定員 35 名）【労働政策課】
- ・特別支援学校生訓練「特別支援学校早期訓練コース」20 コース（定員 20 名）【労働政策課】
- ・建設団体が自ら行う入職促進の取組を支援【土木管理課】
- ・県内 10 カ所の障がい福祉事業所で有償インターンシップを実施【障がい福祉課】

2 若者の活躍推進

(2) 若者の安定雇用の確保

労働局が実施する業務

- ・「若者サポートステーション」利用者の就職件数を年間 73 件以上

福井県が実施する業務

- ・「291JOBS」で県内企業 1,000 社以上の情報を提供【定住促進課】

3 女性の活躍推進

労働局が実施する業務

- ・再就職支援セミナーを（就職面接会含み）4 回開催
- ・マザーズセミナーを 20 回開催
- ・マザーズ重点支援対象者の就職率 97.4%以上

福井県が実施する業務

- ・新たに 124 社以上を「ふくい女性活躍推進企業」に登録【女性活躍課】
- ・ふくい女性活躍企業プロモーターによる県内企業・ロールモデルの発信：30 件【女性活躍課】
- ・女性リーダー育成研修「Career Growth “縁” カレッジ」を開催（通年、管理職育成コース／リーダー育成コース／NEXT リーダーコース／トライアルコースの 4 コース）【女性活躍課】
- ・サービス系の委託訓練 1 コースに 5 名枠の託児サービスを提供【労働政策課】
- ・建設事業者が行う女性が活躍できる資格取得等の取組支援：2 コース計 25 者【土木管理課】
- ・建設事業者が行う女性専用のトイレ・更衣室の整備を支援：20 者【土木管理課】

4 人材確保対策の推進

労働局が実施する業務

- ・就職件数 11,804 件、充足件数 11,431 件、雇用保険受給者早期再就職割合 41.1%
- ・人材不足が顕著である医療、福祉、建設、警備、運輸分野における人材確保対策に向けた支援を図る。
 - ア 各業界団体を構成員とする協議会の開催
 - イ 各種支援策の実施により人材不足分野の就職件数 2,895 件
 - ウ 「人材サービスコーナー」における積極的なマッチング支援の実施

福井県が実施する業務

- ・IT 研修を年間 80 回程度開催【経営改革課】
- ・ソフトウェアコンペティションへの応募点数 20 点【経営改革課】
- ・福祉人材センターを通して新たに福祉分野へ就職した者の人数：200 名【地域福祉課】

- ・処遇・職場環境改善のための専門員訪問事業所数：40 法人【長寿福祉課】
- ・ふくい介護人材育成宣言事業所数：313 事業所【長寿福祉課】
- ・階層別介護技術向上研修開催回数：24 回【長寿福祉課】
- ・介護資質向上・定着特別研修開催回数：10 回【長寿福祉課】
- ・ふくい介護テクノロジー業務改善支援センターにおける生産性向上等に関する相談受付件数：約 1,000 件【長寿福祉課】
- ・生産性向上・経営改善等に関する専門家による伴走支援事業所数：15 事業所（生産性向上 10 事業所、経営改善 5 事業所）【長寿福祉課】
- ・生産性向上等に関するセミナー・研修会の開催数：5 回【長寿福祉課】
- ・スポットワーク等活用促進伴走支援事業所数：20 事業所【長寿福祉課、障がい福祉課】
- ・ナースセンター職員によるハローワーク出張相談会 13 回開催【地域医療課】
- ・看護学生インターンシップ事業 参加者延数 280 名【地域医療課】
- ・合同就職説明会 参加者数 150 名【地域医療課】
- ・すべての県発注工事について建設業従事者の適正な労働条件を確保するよう義務付けを行う【土木管理課】
- ・建設事業者が行う人材育成の取組支援：計 10 者【土木管理課】
- ・人材確保支援センターにおける企業からの相談対応 のべ 1,000 件以上【労働政策課】
- ・I T 人材養成職業訓練（基本情報技術者） 2 コース 定員 30 名【労働政策課】
- ・介護人材養成職業訓練（介護福祉士、実務者研修、初任者研修、生活援助従事者） 6 コース 定員 65 名【労働政策課】
- ・人手不足業界（建設、運輸、介護、I T、製造）への新規雇用 155 人【労働政策課】
- ・ふくいプロフェッショナル拠点を通じた副業・兼業マッチング成約件数：40 件【労働政策課】
- ・スポットワーカー活用支援事業補助金 30 事業所【労働政策課】
- ・オンデマンド型リスクリテラシー促進事業 240 人（受講者延）【労働政策課】
- ・ふくい企業リスクリテラシー伴走支援事業 10 社支援【労働政策課】
- ・公正な賃金体系と多様な正社員制度の導入に取り組む企業数 8 事業所【労働政策課】
- ・保育人材センター利用者の就職件数 42 件【児童家庭課】
- ・非正規雇用の保育士等のトライアル雇用者数 7 人【児童家庭課】
- ・社員ファーストに取り組む企業数 1,100 社【労働政策課】
- ・介護福祉士養成校や福祉系高校に通う学生および離職していた者や介護職未経験の者への貸付 76 人【長寿福祉課】
- ・大型二種免許取得者への支援 10 人【交通まちづくり課】
- ・バス運転士の新規雇用（就職奨励金の支給人数）40 人【交通まちづくり課】
- ・県内 10 カ所の障がい福祉事業所で有償インターンシップを実施【障がい福祉課】
- ・県内 5 つの高校で障がい福祉パネルディスカッションを実施【障がい福祉課】

5 中高年世代、非正規雇用労働者に対する雇用対策

労働局が実施する業務

- ・ハローワーク紹介の中高年世代の正社員就職件数 1,361 件
- ・ハローワークでの中高年世代歓迎等求人数 2,438 人
- ・中高年世代専門窓口におけるチーム支援対象者数 150 人
- ・フリーター等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率 54.2%以上
- ・非正規雇用労働者の正社員化に係る雇用管理セミナー等を 4 回以上開催
- ・キャリアアップ助成金を活用して正規雇用に転換した労働者数(全体)を 168 人以上

福井県が実施する業務

- ・就職氷河期世代の就職者数 75 名【労働政策課】
- ・長期高度人材育成コース（介護福祉士、調理師） 3 コース 定員 10 名【労働政策課】
- ・非正規労働者等キャリアアップコース（介護初任者研修、Web デザイン）2 コース 定員 25 名【労働政策課】

6 障害者・長期療養者等の就労促進

労働局が実施する業務

- ・障害者の就職件数を前年度実績以上
 - ・障害者法定雇用率達成企業割合を 58.4%以上
 - ・精神・発達障害者雇用サポーターのカウンセリング等を終了した者のうち、就職した者の割合が 75.6%以上（※前年度目標）
- ※目標は本省より決定後に通知
- ・難病患者就職サポーターによる支援対象者の就職率を 74.8%以上
 - ・がん患者等長期療養者に対する就職支援対象者の就職率を 75.0%以上

福井県が実施する業務

- ・障害者就労施設 11 事業所に専門家を派遣【障がい福祉課】
- ・障がい者就労の情報をまとめた「Web サイト」を活用し、障がい者就労の魅力をインターネットで発信【障がい福祉課】
- ・農福連携に関するビジネスコンテストを開催【障がい福祉課】
- ・県産業技術専門学院において、精神障がい者等を対象とした訓練を実施 3 コース 定員 15 名【労働政策課】
- ・民間教育機関等を活用した訓練 知識等習得コース（IT 分野）3 コース 定員 15 名、実践能力習得コース 定員 15 名、特別支援学校早期訓練コース 定員 20 名【労働政策課】

7 高齢者の活躍推進

労働局が実施する業務

- ・生涯現役支援窓口での 65 歳以上の支援対象者の就職率 88.6%
- ・専門的な技術や経験を有するシニア人材を「シニア人材活躍支援センター」に 30 人以上誘導

福井県が実施する業務

- ・シニア人材活躍支援センターを通じた県内企業のシニア人材採用件数 40 件以上【労働政策課】
- ・シニア人材活躍センターの登録説明会を県内 5 か所で開催【労働政策課】
- ・シニア向け就職面接会を 5 回開催【労働政策課】
- ・中高年齢者対象職業訓練 1 コース 定員 15 名【労働政策課】
- ・「ちょこっと就労」により介護事業所に就職した高齢者等数：110 名【長寿福祉課】
- ・「ちょこっと就労」により障がい福祉事業所に就職した高齢者等数：20 名【障がい福祉課】

8 ハロートレーニング（公的職業訓練）を活用した活躍推進

労働局が実施する業務

- ・公共職業訓練（県産業技術専門学院）の就職率を 85.0%、
公共職業訓練（委託訓練）の就職率を 75.0%
公共職業訓練（福井職業能力開発促進センター）の就職率を 82.5%
- ・求職者支援訓練（基礎コース）の就職率を 60%、
求職者支援訓練（実践コース）の就職率を 63%
- ・公的職業訓練の修了 3 か月後の就職率を 75.0%以上

福井県が実施する業務

- ・施設内訓練 29 コース（定員 180 名）、委託訓練 30 コース（定員 345 名）【労働政策課】

9 生活保護受給者等に対する就労支援

労働局が実施する業務

- ・「出張ハローワーク！ひとり親サポートキャンペーン」を8か所以上で実施
- ・生活保護受給者等の支援対象者数を480人以上
- ・生活保護受給者等の就職件数を338件以上

福井県が実施する業務

- ・就労・増収率：75%（就労・増収者／就労支援対象者）【地域福祉課】
- ・県内全域に生活困窮者就労訓練事業所を認定【地域福祉課】

10 外国人材受入れの環境整備等

労働局が実施する業務

- ・関係事業主を対象とした外国人雇用管理セミナーの開催 年1回
- ・外国人雇用事業所の訪問指導件数 182件以上
- ・外国人雇用サービスコーナー利用者の就職件数 132件

福井県が実施する業務

- ・外国人材雇用セミナー開催回数：3回【労働政策課】
- ・外国人材の労働・生活環境を改善：75社【労働政策課】
- ・ふくい外国人住民地域参加応援金採択数：5件【インバウンド交流課】
- ・出張（リモート）法律相談会開催回数：12回【インバウンド交流課】
- ・日本語指導ボランティア養成講座開催件数：12件【インバウンド交流課】
- ・「やさしい日本語」研修開催件数：1件【インバウンド交流課】
- ・日本語教室の開催コース数 4コース：【インバウンド交流課】
- ・外国人材向け研修の実施回数：1回【障がい福祉課】
- ・外国人介護人材受入れ準備セミナー開催回数：4回【長寿福祉課】
- ・外国人介護人材コミュニティ形成研修開催日数：4回【長寿福祉課】
- ・外国人介護職員に対する専門相談員の巡回相談事業所数：40事業所【長寿福祉課、障がい福祉課】
- ・建設産業における外国人材受入に関するセミナー開催：1回【土木管理課】
- ・特定技能外国人等の技能検定の資格取得、技能講習の受講、運転免許取得支援 10者【土木管理課】